

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年4月6日

四條畷市農業委員会議事録

令和4年4月6日(水)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、土井 一憲、北田 澄子 林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

狭山 清隆、築山 義治

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1 [議案第82号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第83号]	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の承認決定の件
日程第3 [議案第84号]	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報 告の件
日程第4 [議案第85号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、土井 一憲委員と林 秀一委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第82号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第82号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1、2、3をご覧ください。
この案件につきましては、東山委員の親族が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。
大字下田原1126-1、1118-1は下田原集会所の北東側付近、大字下田原1135-1は下田原ポンプ場の南東側付近、大字下田原1148-1は下田原ポンプ場の東側付近で、現況は、現地写真1ページ目の1段目の左側から2段目の右側のとおりです。
譲受人は以前より親族とともに農地の管理を請負っており、譲受人親族の所有地に近いため、今回所有権移転に至ったものです。
なお、3月29日(火)午前10時から上田原地区農業委員の平井委員と小林委員と現地立会い調査を行い、申請者から説明を受けました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第83号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第83号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
この法律は、農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律であり、市が貸し手と借り手の間に入り、農地利用計画を作成することで権利を移動させます。
番号1の場所については、位置図No4をご覧ください。
大字上田原120はグリーンホール田原の西側付近でございます。
現況は、現地写真の1ページ目の3段目の左側のとおりです。
貸借期間は1年であります。
なお、本案件は昨年12月に審議した案件であり、地区農業委員の平井

委員、小林委員ともご相談の上、現地調査を不要としました。
事務局からは、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員
議長 なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第84号

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長 議案第84号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No5をご覧ください。
楠公1-671-5は楠公郵便局の北東側付近です。
現況は、現地写真1ページ目の3段目の右側のとおりで、転用目的は共同住宅の建築となっております。今回は、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。
なお、地区農業委員の狭山委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員
議長 なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第4 議案第85号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第85号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
番号1の場所については、位置図No6をご覧ください。
中野新町757-1, 758-1は市役所の南側付近でございます。
現況は、現地写真の1ページ目の4段目の左側から右側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

番号2の場所については、位置図No7、8をご覧ください。
中野3-135-6は市民総合センターの北西側付近、中野新町760-6は市役所の南側付近でございます。
現況は、現地写真の2ページ目の1段目の左側から右側のおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
番号3の場所については、位置図No9、10、11をご覧ください。
中野本町369は市民総合センターの西側付近、中野3-134、133は市民総合センターの北側付近、中野新町758-1、760-6は市役所の南側付近でございます。
現況は、現地写真の2ページ目の2段目の左側から3段目の右側のおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
番号4の場所については、位置図No12、13をご覧ください。
大字清瀧44ほか4筆は忍ヶ丘ゴルフセンターの南西側付近、大字逢阪792ほか2筆は旧四條畷市交野市清掃施設組合の東側付近でございます。
現況は、現地写真の2ページ目の4段目の左側から3ページ目の2段目の右側のおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
なお、大字逢阪については、久門委員と現地調査を行い、申請者へ放置竹の管理をするよう説明しております。
事務局からの説明は、以上でございます。
ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

全委員
議長

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記